

第 7 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 31 日 午後 3 時 30 分から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会務報告

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分)

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等転用事業計画
変更承認申請について (農業委員会許可分)

日程第 6 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(賃貸借 4 件)

4 出席
委員

1 番 上野 義信	2 番 馬場 克泰	3 番 東 澄
4 番 佐藤 弘之	5 番 橋口善一郎	6 番 賀集 謙一
7 番 川合 昭文	8 番 青山佳代子	9 番 渡邊 修二
10 番 高橋 智	11 番 中道 雅彦	12 番 鷹 修
13 番 小柳 徹	14 番 森長 正徳	15 番 松井 博靖

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 ご起立願います。
 よろしく願います。
 ご着席願います。

局長 ただいまから、令和8年第7回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
 開会にあたり、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 ～ 挨拶 ～

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
 よろしく願います。

議長 ただ今の出席委員は、15名全員であります。
 よって、令和8年第7回由仁町農業委員会総会は成立いた
しました。

議長 それでは、本日の議事日程に基づき取り進めます。

 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第13条第2項の規定によ
り、議席番号3番 東委員、5番 橋口委員を指名いたしま
す。

議長 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
 おはかりいたします。
 本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いき
ますが、ご異議ありませんか。

 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
 よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 日程第3、「会務報告」について
事務局から報告願います。

局長 1 ページお開き願います。
 6 月 25 日に開催しました第 6 回総会から昨日までの報告
 となります。
 内容につきましては記載のとおりであります。
 以上です。

議長 以上で会務報告を終わります。

議長 日程第 4、議案第 1 号『農地法第 5 条の規定による許可申
 請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 （議案の朗読）
局長 議案第 1 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について
 （農業委員会許可分）』
 本件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提
 出があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するに
 あたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。
 内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審
 議くださいますようお願いいたします。

 （内容の説明）
主査 議案第 1 号について、ご説明いたします。
 議案の 3 ページをお開き願います。
 本件については、耕地改良を目的とした砂利採取事業に係
 る一時転用申請 1 件であります。

 1 番ですが、こちらは、令和 8 年 5 月 29 日付けで許可し
 た砂利採取事業に関連するもので、このあとの議案第 2 号に
 も関連した案件となっております。
 申請者は、土地所有者である東三川自治区の■■■■氏
 で、事業実施者は、■■■■です。

 事業の実施場所については、東三川 3072 の 1 筆の田で、
 転用面積は 5,968 m²で、転用期間は、令和 8 年 8 月 28 日か
 ら令和 9 年 5 月 31 日までとなっております。

主査 申請地の立地基準については、町で定める農振農用地区域内の農地に区分され原則転用不可となりますが、一時転用ですので特に問題ありません。

また、一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題がないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の1ページ、2ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の4ページをお開き願います。

右上の航空写真図になりますが、国道274号線の西側にある、許可申請地と示した白線で囲まれた農地です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、森長部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、7月24日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終結し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第1号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号『農地法第5条の規定による農地等
転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』
を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

局長 (議案の朗読)
議案第2号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画
変更承認申請について（農業委員会許可分）』
本件は、農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農
地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出が
あったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるも
のであります。
内容につきましては、鈴木主査から説明させますので、ご
審議くださいますようお願いいたします。

主査 (内容の説明)
議案第2号について、ご説明いたします。
議案の6ページをお開き願います。
本件は、先ほど議案第1号で審議していただいた砂利採取事
業に関連するもので、既に許可を受けた事業計画に変更が生
じることから、事業計画の変更承認を受けようとするもので
す。

1番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の
■■■■氏、事業実施者は、■■■■です。
事業の実施場所については、東三川 3072 から 3074 までの
2筆の田と1筆の畑で、転用面積は 25,507 m²（当初 19,539
m²）となっております。

主査 こちらは、当初他の事業者が隣接地の砂利採取を計画しておりましたが、現在行っている砂利採取の進捗状況により、申請時期が遅れることが見込まれることから、既に隣接地において許可を受けて実施している [REDACTED] にて砂利採取事業を効率よく進めるため、事業区域等の計画変更を行うものであります。

 主な内容については、事業区域の変更に伴いまして、砂利採取量が当初から 68,725 m³ の増、掘削面積が当初から 5,658 m² の増、埋戻し土砂量が当初から 87,181 m³ の増となっております。

 なお、砂利採取については、一事業者が掘削できる面積が 20,000 m² 以下となっており、今回変更後の掘削面積が 19,962 m² で、要件を満たしております。

 以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、森長部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、先ほどの新規案件の転用に関連しており、こちらでも現地確認及び事業内容の審査を行った結果、承認が打倒と認められるものとして、決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
 ご質問等ありませんか。

 (なしの声)

議長 質疑を終結し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
 これから採決を行います。
 議案第 2 号については、当農業委員会として申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、承認することに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案の朗読)

局長 議案第3号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容の説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。
議案の8ページをお開き願います。
本件は、賃貸借が4件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きについては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対して促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告する流れとなっております。

なお、促進計画の公告日については、8月21日を予定しております。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

主査

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。
農作業に常時従事すること。
対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を全て満たしているものと判断しております。
また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

今回の1番から4番の賃貸借については、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するもので、すべて新規の案件です。

1番ですが、土地の所在は山桝941から957までの5筆の田と1筆の畑で、合計面積は88,851㎡です。

賃貸借期間は、令和13年6月30日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の本三川自治区の■■■■です。

2番ですが、土地の所在は岩内2804の1筆の田で、面積は14,139㎡です。

賃貸借期間は、令和13年6月30日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の■■■■です。

3番ですが、土地の所在は西三川547-1から557までの6筆の畑で、合計面積は39,926㎡です。

賃貸借期間は、令和13年6月30日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の西三川自治区の■■■■です。

4番ですが、土地の所在は東三川1659から1663までの2筆の田と1筆の畑で、合計面積は38,691㎡です。

賃貸借期間は、令和13年6月30日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の■■■■氏です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終結し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第3号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
これをもって令和8年第7回由仁町農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

(閉会時間 16時00分)

議事録署名委員

3番 東 澄



5番 橋口善一郎

